

## 公売参加の手引き（期日入札の場合）

### 1 期日入札による公売の概要

この制度は、差押財産の公売にあたり、1日のうちの入札期間内において入札書の提出の後、同日中に開札を行い最高価申込者を決定の上、売却するものです。

### 2 公売参加資格

公売には原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、次に該当する者は、公売財産を買い受けることができません。

- (1) 買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、法令の規定により買受人となることができない者
- (2) 公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合にこれらの資格等を有しない者

### 3 入札当日に必要な物

#### (1) 公売保証金

##### 現金

#### (2) 身分に関する証明

公的機関発行の証明書等（運転免許証、マイナンバーカード）など、住所及び氏名が記載されご本人の写真が添付されているもの。代理人が入札手続を行う場合には、代理人本人のもの

法人代表者の場合には、商業登記簿に係る登記事項証明書等の代表権限を有することを証する書面を併せて呈示ください。

#### (3) 印鑑

入札者が代理人の場合は代理人の印鑑、法人の場合は代表者印

#### (4) 委任状（代理人が入札する場合）

### 4 公売保証金の納付

- (1) 公売保証金の納付を必要とする財産については、入札を行う前に公売保証金を現金で納付する必要があります。公売保証金を納付した後でなければ入札に参加することができません。
- (2) 公売保証金は入札を希望する売却区分番号ごとに納付してください。

### 5 入札

- (1) 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記・登録制度のある財産については、関係公簿等を閲覧したうえで入札に参加してください。
- (2) 入札時間・開札場所は公売公告のとおりですので、厳守してください。
- (3) 入札開始前及び締め切り後の入札はできません。
- (4) 入札者は所定の入札書により、売却区分ごとに入札してください。（入札書は、公売当日会場で配付します。）
- (5) 入札書に記載する売却区分は、公売公告に記載してある売却区分に従います。

- (6) 入札書には、個人にあつては住民登録上の住所・氏名を、法人にあつては、商業登記上の所在地・商号を記載してください。架空の名義または他人の名義を使用すると、公売の参加について制限を受けることになります。
- (7) 代理人が入札する場合には、代理権限を証する書面（委任状）を、受付時に提出してください。
- (8) 入札書を書き損じたときは、訂正や抹消をしないで新しい入札書を使用してください。なお、新しい入札書は、書き損じた入札書と引換えに交付します。
- (9) 入札価額を訂正したものは、無効として取り扱います。
- (10) 一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取消しすることはできません。
- (11) 同一人が、同一の売却区分番号の物件について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。
- (12) 入札価額は消費税（地方消費税を含む。）相当額を含めた金額としてください。
- (13) 入札に際し、不正に談合したり、又は公売を妨害したりする事実が認められるときは、入札への参加を制限することがありますので注意してください。

## 6 開札方法

入札書の開札は、入札者又は代理人の立会いのもと行いますので、入札者又は代理人は必ず開札に立ち会ってください。

## 7 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者に対して行います。

## 8 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

- (1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。
- (2) 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その後2年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

## 9 次順位買受申込者の決定（自動車のみ該当）

- (1) 入札価額が見積価額以上で、かつ最高価申込者に次ぐ入札をした方から、買受の申込みがあるときは、その方を次順位買受申込者として決定します。ただし、その入札価額は、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上でなければなりません。
- (2) 次順位買受申込者が2名以上いるときは、くじで決定します。次順位買受申込者の決定は、入札書の入札価額欄に記載された金額により行います。
- (3) 追加入札の結果、入札価額が同額の場合は、くじにより最高価申込者を決定しますが、最高価申込者とならなかった方は、次順位買受申込をされずと次順位買受申

込者となります。(次順位買受申し込みが複数ある場合はくじにより決定します)

## 10 再度入札

開札の結果、最高価申込者がいない場合は、後日、再度入札を行うことがあります。

## 11 公売保証金の返還

(1) 最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後直ちに返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

(2) 公売保証金の返還を受ける者は、「公売保証金預かり書」を提示して請求してください。

なお、公売保証金の返還を受ける者が、個人の中古車販売業者等の場合又は営利法人の場合は、200円の収入印紙が必要です。

## 12 売却決定

(1) 売却決定は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

(2) 次順位買受申込者は、最高価申込者が国税徴収法第108条第2項に規定する処分を受けた場合、買受代金の納付期限までに買受代金を納付しないため売却決定を取り消された場合及び買受け申込み等の取消しがあった場合に、最高価申込者に代わって売却決定を受けます。

また、売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額を持って行います。

## 13 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに、買受代金の全額（公売保証金を買受代金の一部に充てた場合はその差額）を、現金で納付してください。期限までに納付しない場合は、公売保証金は没収されます。

## 14 権利移転の時期

買受人は、買受代金の全額を納付したときに、公売財産を取得します。

ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可または登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転等の効力が生じます。

## 15 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転等に伴う費用（所有権移転登録等のための手数料）は、買受人の負担となります。所有権移転等の際に、執行機関から指示がありますので、その指示に従ってください。

## 16 権利移転手続

(1) 次に該当する場合の手続きは八代市が囑託で行います。

#### ア 自動車の場合

買受人は、「所有権移転登録請求書」に必要書類を添えて、買受代金の納付期限までに提出してください。八代市が運輸支局に権利移転の登記を嘱託します。

なお、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが九州運輸局熊本運輸支局以外の場合、所有権の移転登録および差押登録の抹消登録は郵送で行います。

#### イ 軽自動車の場合

買受人は、「所有権移転登録請求書」に必要書類を添えて、指定期限までに提出してください。八代市が軽自動車検査協会に権利移転手続きを嘱託します。

なお、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する軽自動車検査協会が熊本事務所以外の場合、所有権の移転登録は郵送で行います。

#### ウ フォークリフトの場合

買受人は、「所有権移転登録請求書」に必要書類を添えて、指定期限までに提出してください。八代市が八代市役所市民税課で権利移転手続きを嘱託します。

なお、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する市町村が八代市以外の場合、八代市の標識の返納および所有権の移転登録は郵送で行います。

- (2) 所有権移転登記の際に「売却決定通知書」正本が必要な場合がありますので、執行期間で一旦「売却決定通知書」をお預かりすることがあります。
- (3) 公売財産が登記・登録を要する財産の場合、公売参加者受付票の記載事項が住民登録や商業登記簿の内容と異なる場合は、買受人になっても所有権移転等の権利移転登記・登録を行うことができませんので注意してください。

### 17 危険負担の移転時期

危険負担の移転時期は、公売財産に係る買受代金の全額を納付したときです。

よって、買受代金の納付後は、財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。

### 18 財産の引渡し方法

- (1) 公売財産は、代金納付時の現状有姿で八代市が指定した場所で引き渡します。公売財産内のゴミなどの撤去は、買受人自身で行ってください。
- (2) 売却決定後、執行機関が買受代金全額の納付を確認した後に引渡しを受けることができます。
- (3) 買受代金納付日に公売財産の引渡しを受けない場合は、「保管依頼書」を提出してください。なお、この場合別途保管料を負担していただくことがあります。

### 19 最高価申込者の決定等又は売却決定の取消し

- (1) 次に該当する場合は、最高価申込者又は次順位申込者の決定を取り消します。
  - ア 買受代金の納付前に、滞納市税の完納の事実が証明されたとき
  - イ 国税徴収法第 108 条第 2 項又は第 5 項の規定が適用されたとき
- (2) 次に該当する場合は、売却決定を取り消します。
  - ア 売却決定後、買受代金の納付前に、滞納市税の完納の事実が証明されたとき

- イ 買受人が買受代金を納付期限までに納付しないとき
- ウ 国税徴収法第 108 条第 2 項の規定が適用されたとき

## 20 買受申込者等の取消し

買受代金の納付期限前に、滞納者等から不服申立て等があったとき、最高価申込者及び次順位買受申込者並びに買受人は、その不服申立て等による滞納処分の続行の停止がされている間は、入札又は買受申込みを取り消すことができます。

## 21 公売保証金の帰属等

買受人が買受代金を、その納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取消された場合は、その者の納付した公売保証金は、公売に係る市税に充て、なお、残余がある場合には、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第 108 条第 2 項の規定による処分を受けた者の納付した公売保証金は、八代市に帰属します。

## 22 契約不適合責任について

八代市は、公売財産について契約不適合責任を負いません。

## 23 公売に係る各種様式について

入札書、委任状については、八代市のホームページにも掲載しております。(当日、公売会場でも配付いたします。)

その他に必要な様式や不明な点がありましたら、八代市財務部納税課までお問い合わせください。

(問合せ) 八代市役所 財務部 納税課 0965-33-4109

## 「参考条文」〔国税徴収法抜粋〕

### ※第92条（買受人の制限）

滞納者は、換価の目的となった自己の財産（第24条第3項（譲渡担保財産に対する執行）の規定の適用を受ける譲渡担保財産を除く。）を、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。国税庁、国税局、税務署又は税関に所属する職員で国税に関する事務に従事する職員は、換価の目的となった財産について、また同様とする。

### ※第100条（公売保証金）

公売財産の入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、税務署長が公売財産の見積価額の100分の10以上の額により定める公売保証金を次の各号に掲げるいずれかの方法により提供しなければならない。ただし、税務署長は、公売財産の見積価額が政令で定める金額以下である場合又は買受代金を売却決定の日に納付させるときは、公売保証金の提供を要しないものとするができる。

- 一 現金（国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。次号、第4項及び第115条第3項（買受代金の納付の期限等）において同じ。）で納付する方法
- 二 入札者等と保証銀行等（銀行その他税務署長が相当と認める者をいう。以下この号及び第4項において同じ。）との間において、当該入札者等に係る公売保証金に相当する現金を税務署長の催告により当該保証銀行等が納付する旨の契約（財務省令で定める要件を満たすものに限る。）が締結されたことを証する書面を税務署長に提出する方法
- 2 入札者等は、前項ただし書の規定の適用を受ける場合を除き、公売保証金を提供した後でなければ、入札等をする事ができない。
- 3 公売財産の買受人は、第1項第1号に掲げる方法により提供した公売保証金がある場合には、当該公売保証金を買受代金に充てる事ができる。ただし、第115条第4項の規定により売却決定が取り消されたときは、当該公売保証金をその公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付しなければならない。
- 4 税務署長は、第1項第2号に掲げる方法により公売保証金を提供した入札者等に対して第115条第4項の規定による処分をした場合には、当該入札者等に係る保証銀行等に当該公売保証金に相当する現金を納付させるものとする。この場合において、当該保証銀行等が納付した現金は、当該処分を受けた者が第1項第1号に掲げる方法により提供した公売保証金とみなして、前項ただし書の規定を適用する。
- 5 前項の規定は、税務署長が、第108条第2項（公売実施の適正化のための措置）の規定による処分をした場合について準用する。この場合において、前項中「第115条第4項」とあるのは「第108条第2項（公売実施の適正化のための措置）」と、「前項ただし書」とあるのは「同条第3項」と読み替えるものとする。

- 6 税務署長は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、当該各号に規定する公売 保証金をその提供した者に返還しなければならない。
- 一 第104条から第105条まで（最高価申込者等の決定）の規定により最高価 申込者及び次順位買受申込者（以下この項、第106条第1項及び第2項（入札又は競り売りの終了の告知等）、第108条第1項及び第2項並びに第114条（買受申込み等の取消し）において「最高価申込者等」という。）を定めた場合において、他の入札者等の提供した公売保証金があるとき。
  - 二 入札等の価額の全部が見積価額に達しないことその他の理由により最高価申込者を定めることができなかつた場合において、入札者等の提供した公売保証金があるとき。
  - 三 第114条の規定により最高価申込者等又は買受人がその入札等又は買受けを取り消した場合において、その者の提供した公売保証金があるとき。
  - 四 第115条第3項の規定により最高価申込者が買受代金を納付した場合において、最高価申込者が提供した公売保証金で第3項本文の規定により買受代金に充てたものの以外のもの又は次順位買受申込者が提供した公売保証金があるとき。
  - 五 第117条（国税の完納による売却決定の取消し）の規定により売却決定が取り消された場合において、買受人の提供した公売保証金があるとき。

※第108条（公売実施の適正化のための措置）

税務署長は、次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者については、その事実があつた後2年間、公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札等をさせないことができる。その事実があつた後2年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者を入札等の代理人とする者についても、また同様とする。

- 一 入札等をしようとする者の公売への参加若しくは入札等、最高価申込者等の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者
  - 二 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもつて連合した者
  - 三 偽りの名義で買受申込みをした者
  - 四 正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人
  - 五 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者
  - 六 前各号に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者
- 2 前項の規定に該当する者の入札等又はその者を最高価申込者等とする決定については、税務署長は、その入札等がなかつたものとし、又はその決定を取り消すことができるものとする。
- 3 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第100条第6項（公売保証金の返還）の規定は、適用しない。
- 4 税務署長は、第1項の規定の適用に関し必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する証明を求めることができる。

※第111条（動産等の売却決定）

税務署長は、動産、有価証券又は電話加入権を換価に付するときは、公売をする日（随意契約により売却する場合には、その売却する日。以下「公売期日等」という。）において、最高価申込者（随意契約により売却する場合における買受人となるべき者を含む。以下同じ。）に対して売却決定を行う。

※第113条（不動産等の売却決定）

税務署長は、不動産等を換価に付するときは、公売期日等から起算して7日を経過した日（以下「売却決定期日」という。）において最高価申込者に対して売却決定を行う。

- 2 次順位買受申込者を定めている場合において、次の各号の一に該当する処分又は行為があつたときは、税務署長は、当該各号に掲げる日において次順位買受申込者に対して売却決定を行う。
  - 一 税務署長が第108条第2項（最高価申込者等の決定の取消し）の規定により最高価申込者に係る決定の取消しをしたとき。当該最高価申込者に係る売却決定期日
  - 二 最高価申込者が次条の規定により入札の取消しをしたとき。当該入札に係る売却決定期日
  - 三 最高価申込者である買受人が次条の規定により買受けの取消しをしたとき。当該取消しをした日
  - 四 税務署長が第115条第4項（売却決定の取消し）の規定により最高価申込者である買受人に係る売却決定の取消しをしたとき。当該取消しをした日

※第115条（買受代金の納付の期限等）

換価財産の買受代金の納付の期限は、売却決定の日（買受人が次順位買受申込者である場合にあっては、同日から起算して7日を経過した日）とする。

- 2 税務署長は、必要があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。ただし、その期間は、30日を超えることができない。
- 3 買受人は、買受代金を第1項の期限までに現金で納付しなければならない。
- 4 税務署長は、買受人が買受代金を第1項の期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消すことができる。